匝瑳市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成29年10月10日(火)午後3時から午後4時20分まで
- 2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター視聴覚室
- 3 出席委員(27名)

1番 佐藤正剛委員 3番 塚本 繁 雄 委員 5番 大 木 章 寿 委員 石 毛 7番 甲子男 委員 9番 今 井 睦 子 委員 11番 大 木 丈 雄 委員 13番 椎名 正 和 委員 15番 伊 藤 喜 信 委員 17番 大 木 寛 委員 19番 熱田 幸 子 委員 21番 太田 忠 治 委員 23番 大 木 一 夫 委員 25番 椎 勝 英 委員 名

27番 伊藤定夫委員

2番 穴 澤 久 男 委員 4番 安藤幸春委員 6番 佐 藤喜 巳 委員 8番 司 武 幸 委員 郡 田利 之 委員 10番 石 12番 伊 藤栄 治 委員 14番 Ш 﨑 幸 治 委員 二 委員 古 浩 16番 久 邉 弘 仁 委員 18番 渡 子 委員 20番 口京 22番 木信 治 委員 菱 24番 石 井 敏 雄 委員 26番 鈴 木 正 夫 委員

- 4 欠席委員(0名)
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 5件 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 11件
 - 議案第3号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について 5件
 - 議案第4号 平成29年度第4次農用地利用集積計画(案)について (別冊)
 - 議案第5号 平成29年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定に ついて (別冊)

3件

報告事項 利用権の中途解約に係る通知について その他

6 事務局職員出席者 (農業委員会事務局)事務局員3名

市産業振興課職員3名

7 会議の概要

事務局 ただ今から平成29年10月農業委員会定例総会を開会いたします。 はじめに、太田会長から御挨拶をお願いいたします。

太田会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦労様です。

委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷 心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること となっておりますので、以降の議事の進行は太田会長にお願いします。

議長 本日、出席委員は27名中27名で定足数に達しておりますので、総会 は成立しております。

これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。

お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて 御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長御異議なしと認めます。

よって議事録署名委員は、3番塚本繁雄委員、4番安藤幸春委員を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申 請について」を議題といたします。

なお、本議案には、佐藤正剛委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく、議事参与の制限により、該当する事案と分けて審議、採決します。最初に番号2番について、事務局から議案の説明をお願いします。佐藤正剛委員は退席をお願いします。

(佐藤正剛委員退席)

事務局 それでは、議案第1号の番号2番は所有権移転に関する件であります。 【議案第1号、番号2番を議案書を基に朗読】 番号2番について、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各 号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

- 議長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。
- 23番 番号2番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われます。
- 議 長 ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号2番の 質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号2番について採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。 よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

(佐藤正剛委員着席)

- 議長 佐藤正剛委員が着席されましたので、引き続き議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。
- 事務局 議案第1号の番号1番及び番号3番、4番は所有権移転に関する件、番号5番は利用権設定に関する件であります。

【議案第1号、番号2番を除き議案書を基に朗読】

番号2番を除き、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

- 議長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。
- 22番 番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われます。
- 20番 番号3番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われます。
- 26番 番号4番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われます。
- 4番 番号5番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われます。
- 議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の番号2番 を除き質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申 請について」の番号2番を除き採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

- 議 長 挙手全員であります。 よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。
- 議長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定 について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。
- 事務局 【議案第2号、番号1番から11番までを議案書を基に朗読】

番号1番から4番までの譲受人は同一です。番号1番と3番は畑518 ㎡を譲り受け建売分譲住宅2棟用地として、番号2番と4番は畑345.25㎡の持ち分の2分の1を譲り受け、その他農地以外の土地36㎡と合

わせた合計381.25㎡の区域を進入路用地として計画するものです。 農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番と6番の譲受人は同一です。専用住宅用地として、畑271㎡を譲り受け、その他農地以外の土地36㎡と合わせた合計307㎡の区域で計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号7番と8番の譲受人は同一です。番号7番は畑238㎡を譲り受け、その他農地以外の土地42㎡と合わせた合計280㎡の区域を専用住宅用地として、番号8番は畑327㎡の内89.16㎡を借り受け、その他農地以外の土地111.24㎡と合わせた合計200.4㎡の区域を進入路用地として計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号9番と10番の譲受人は同一です。農業用施設用地として畑2,376.84㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、本件には、始末書が提出されております。

番号11番について、駐車場用地として、田722㎡と畑354㎡、計1,076㎡を譲り受け、計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

- 議長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。
- 26番 番号1番から4番の申請者は同一で、市内で不動産業を営んでいます。 番号1番と3番は建売分譲住宅2棟の建築用地として、番号2番と4番 はそれに付随する進入路用地として計画するものです。農地区分について は、第2種農地相当と思われ、転用目的に問題なく、周辺農地への日照、 排水等の影響はないと思います。

番号5番と6番について、申請者は同一です。申請者は、妻の実家で生活していますが、申請地を専用住宅用地として計画するものです。農地区分については、第2種農地相当と思われ、転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

番号7番と8番について、申請者は同一です。申請者夫婦は、市外の集合住宅で生活していますが、申請地を専用住宅と進入路用地として計画するものです。農地区分については、第2種農地相当と思われ、転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

25番 番号9番と10番の申請者は同一で、農産物の生産・加工業を営んでいます。

番号9番については、申請地周辺にある既存施設で業務に従事している 従業員等の駐車場用地として計画するものです。 番号10番については、申請地を農機具保管施設及び駐車場、野菜集荷所用地として計画するものです。農地区分については、農業用施設用地です。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

- 5番 番号11番について、申請者は申請地の近接地で建設業を営んでいますが、申請地を駐車場10台用地として計画するものです。農地区分については、第1種農地相当ですが、例外事項に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。
- 議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申 請に係る意見決定について」採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(举手全員)

議長 挙手全員であります。 よって本案は、原案のとおり決しました。

- 議 長 次に、議案第3号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。
- 事務局 今月の農地のあっせん申し出は、5件でございます。

あっせん申出番号1番について、田18筆及び畑3筆を売買したいとの ことです。

あっせん申出番号2番について、田17筆を売買または賃借したいとの ことです。

あっせん申出番号3番について、田10筆を売買したいとのことです。 あっせん申出番号4番について、畑2筆を売買したいとのことです。 あっせん申出番号5番について、畑2筆を売買または賃借したいとのこ とです。

議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 御異議ないものと認め、あっせん申出番号1番のあっせん委員に11番 大木丈雄委員、22番菱木信治委員を、あっせん申出番号2番及び3番の あっせん委員に1番佐藤正剛委員、23番大木一夫委員を、あっせん申出 番号4番のあっせん委員に20番川口京子委員、21番太田忠治委員を、 あっせん申出番号5番のあっせん委員に15番伊藤喜信委員、19番熱田 幸子委員を選出したいと考えますが、御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認め議案第3号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委 員の選出について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」採決に入ります。

あっせん申出番号1番のあっせん委員に11番大木丈雄委員、22番菱木信治委員を、あっせん申出番号2番及び3番のあっせん委員に1番佐藤正剛委員、23番大木一夫委員を、あっせん申出番号4番のあっせん委員に20番川口京子委員、21番太田忠治委員を、あっせん申出番号5番のあっせん委員に15番伊藤喜信委員、19番熱田幸子委員を選出することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。 よって、あっせん委員は、左様決定いたしました。

議長 次に、議案第4号「平成29年度第4次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る10月5日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行会長より報告をお願いいたします。

【農地銀行会長からの報告】

- 14番 本件につきましては、去る10月5日、午後1時30分より、匝瑳市民 ふれあいセンター視聴覚室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規 定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、平成29年9月21日に匝 瑳市から諮問のありました別冊の平成29年度第4次農用地利用集積計画 案を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と 思われます。計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されますよう御審議の程よろしくお願いします。
- 議長 農地銀行会長からの報告が終わりました。詳細について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案第4号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画案の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進 法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第4号「平成29年度第4次農用地利用集積計画(案)について」質 疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第4号「平成29年度第4次農用地利用集積計画(案)について」採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

- 議長 挙手全員であります。 よって本案は、原案のとおり決しました。
- 議 長 次に、議案第5号「平成29年度第3次農用地利用配分計画案に係る意

見決定について」を議題といたします。なお、本議案については去る10月5日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、 農地銀行会長より報告をお願いいたします。

【農地銀行会長からの報告】

- 本件につきましては、去る10月5日、午後1時30分より、匝瑳市民 ふれあいセンター視聴覚室において、農地銀行運営委員会を開催いたしま した。内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、平成29年9月21日に匝瑳市から諮問のありました別冊の平成29年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見について、を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われます。計画案の詳細につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認されますよう、御審議の程よろしくお 願いします。
- 議 長 農地銀行会長からの報告が終わりました。詳細について事務局から説明 をお願いします。
- 事務局 議案第5号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用配分計画案の内容を説明】

以上の計画の内容は、耕作状況・従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第5号「平成29年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定 について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第5号「平成29年度第3次農用地利用配 分計画案に係る意見決定について」採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。 よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 利用権の中途解約に係る通知について3件ありました。内容については、 記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決に より書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。 以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 5件 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 11件

議案第3号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について 5件

議案第4号 平成29年度第4次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第5号 平成29年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定に ついて (別冊)

報告事項 利用権の中途解約に係る通知について 3件でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成29年10月10日匝瑳市農業委員会の定例総会 を閉会いたします。